

## 自主研究・勉強グループに対する活動支援要綱

2 板 総 人 8 1 1 号  
令和3年3月25日区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、公務では得られにくい外部人材等の専門知識及び経験を取り入れ、研究・勉強を行っている職員の自主的グループ(以下「グループ」という。)の活動を支援することにより、板橋区職員としての資質の向上を図り、もって板橋区政の効率的な推進及び区民サービスの一層の向上に役立てることを目的とする。

### (対象)

第2条 支援の対象となるグループは、次のすべての要件を備えていなければならない。

- (1) 板橋区職員5名以上で構成し、かつ板橋区職員が過半数を占めること。
- (2) グループの構成員が自由に加入し、退会できること。
- (3) 活動は勤務時間外であり、業務遂行に支障のないこと。
- (4) 研究・勉強の内容が、板橋区政に関する事項又は職務に関する高度な専門知識若しくは技術の習得により職員の資質向上に役立つものであること。

### (支援の内容)

第3条 区長は、グループが実施する研究会・勉強会等(以下「勉強会」という。)において、次のすべての要件を備える場合には、グループからの要請により、講師を派遣し、その講師謝礼について負担する。

- (1) 板橋区の実施計画等に関連した効率的な区政経営の推進及び区民サービスの向上又は職務の専門性を高め職員としての資質の向上に役立つ勉強会であること。
- (2) 講師謝礼が板橋区講師謝礼支払基準表に定める支払額の範囲内であること。ただし、国家公務員又は地方公務員が講師となる場合は、区長が特に認めるときに限り支払うものとする。

2 区長は、勉強会について、グループの構成員以外の板橋区職員の参加が可能な場合には、区のポータルサイト等で周知することができる。

第4条 区長は、グループからの要請により、人材育成センター、人事課が管理する参考図書及び研修機材を、公務に支障のない範囲で貸し出しすることができる。

### (支援の金額)

第5条 支援の金額は、予算の範囲内で1グループ年間(年度内)合計5万円を限度とする。

### (支援の申請)

第6条 グループの代表者は、第3条に規定する支援を受けようとするときは、毎年度6月末日までに、区長に対し、自主研究・勉強グループ活動支援申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

2 グループの代表者は、第4条に規定する支援を受けようとするときは人事課と協議するものとする。

( 支援の決定 )

第 7 条 区長は、第 3 条に規定する支援の申請があったときには、板橋区政への貢献度、職務への活用度等を総合的に判断し、支援の可否、支援の条件及び支援金額を決定し、結果は、自主研究・勉強グループ活動支援決定通知書（別記第 2 号様式）によりグループの代表者に通知するものとする。

( 支援申請内容の変更 )

第 8 条 グループの代表者は、第 6 条の規定により申請した内容に変更があったときには、自主研究・勉強グループ活動支援申請内容変更届（別記第 3 号様式）を提出し、区長の承認を受けなければならない。

( 支援申請内容の承認 )

第 9 条 区長は、前条の届出について審査し、結果を自主研究・勉強グループ活動支援内容変更承認通知書（別記第 4 号様式）によりグループの代表者に通知するものとする。

( 報 告 )

第 10 条 グループの代表者は、勉強会の終了後 5 日以内に、区長に対し、自主研究・勉強グループ活動結果報告書（別記第 5 号様式）を提出しなければならない。

( 成果の活用 )

第 11 条 グループは、勉強会の成果を板橋区政及び職務に活用するよう努めなければならない。

( 成果の公表・利用 )

第 12 条 区長は、必要と認める範囲で、勉強会の成果等を公表し、又は職員研修等の教材・資料として利用することができる。

( その他 )

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

自主研究・勉強グループ活動支援申請書

年 月 日

（宛先） 板 橋 区 長

申請グループ名

代表者氏名

自主研究・勉強グループに対する活動支援要綱第3条に規定する講師派遣の支援について下記のとおり申請します。

記

1 グループについて

1 代表者所属(住所) 氏名	所属： 住所*（代表者が板橋区職員以外の場合のみ）： 氏名：
2 会 員	名 （うち板橋区職員 名） 詳細は別紙、会員名簿のとおり
3 活 動 目 的	
4 活 動 内 容 及 び 活 動 実 績	
5 勉 強 会 終 了 後 の 活 動 予 定	
6 担 当 者 連 絡 先	所属： 電話： 氏名：

住所は、グループの代表者が板橋区職員以外の場合に記入してください。

所属等を記載した会員名簿を添付してください。

グループの活動要領等がある場合には添付してください。

担当者には可能な限り、板橋区職員を指定してください。

## 2 勉強会について

1 実施する勉強会名	
2 目的	
3 内容	
4 区政や職務との関連性、勉強会の必要性	
5 勉強会に期待する、区政又は職務への還元効果	
6 実施日時	年 月 日 ( ) 時 ~ 時
7 会場	
8 講師	講師名： 住所： 連絡先：
9 講師略歴	
10 参加予定人数	名
11 グループ構成員以外の板橋区職員の参加	可 ( 名程度 ) 不可 ( 理由： )
12 支援申請額	¥
13 本年度中に板橋区から受けた講師派遣支援の総支援額	¥

講師謝礼の見積書・講師との協議書等を添付してください。

第2号様式(第7条関係)

## 自主研究・勉強グループ活動支援決定通知書

年 月 日

様

板橋区長

(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった、自主研究・勉強グループに対する活動支援申請について、下記のとおり決定したので通知します。

### 記

1 勉強会名	
2 決定区分	1 申請どおり支援する
	2 一部支援する(内容: )
	3 支援しない(理由: )
3 支援決定額	¥ _____

今後、申請内容に変更があった場合等は、人事課に事前相談のうえ、自主研究・勉強グループ活動支援申請内容変更届(第3号様式)を提出してください。

勉強会終了後、自主研究・勉強グループ活動結果報告書(第5号様式)を提出してください。

第3号様式(第8条関係)

自主研究・勉強グループ活動支援申請内容変更届

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請グループ名

代表者氏名

年 月 日付けで自主研究・勉強グループに対する活動支援要綱第3条に規定する支援決定を受けた勉強会について、下記のとおり申請内容に変更があったため届出します。

記

1 変更内容

変更があった部分のみ記載すること

グループについて

1 代表者所属(住所) 氏名	所属： 住所* (代表者が板橋区職員以外の場合のみ)： 氏名：
2 会 員	名 (うち板橋区職員 名) 詳細は別紙、会員名簿のとおり
3 活 動 目 的	
4 活 動 内 容 及 び 活 動 実 績	
5 勉強会終了後 の活動予定	
6 担 当 者 連 絡 先	所属： 電話： 氏名：

住所は、グループの代表者が板橋区職員以外の場合に記入してください。

所属等を記載した会員名簿を添付してください。

グループの活動要領等がある場合には添付してください。

担当者には可能な限り、板橋区職員を指定してください。

勉強会について

1 実施する勉強会名	
2 目的	
3 内容	
4 区政や職務との関連性、勉強会の必要性	
5 勉強会に期待する、区政又は職務への還元効果	
6 実施日時	年 月 日 ( ) 時 ~ 時
7 会場	
8 講師	講師名： 住所： 連絡先：
9 講師略歴	
10 参加予定人数	名
11 グループ構成員以外の板橋区職員の参加	可 ( 名程度 ) 不可 ( 理由： )
12 支援申請額	¥
13 本年度中に板橋区から受けた講師派遣支援の総支援額	¥

講師謝礼の見積書・講師との協議書等を添付してください。

第4号様式(第9条関係)

自主研究・勉強グループ活動支援内容変更承認通知書

年 月 日

様

板橋区長

(公印省略)

年 月 日付けで届出のあった自主研究・勉強グループ活動支援申請内容の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 勉強会名	
2 決定区分	1 承認する
	2 一部承認する(内容: )
	2 承認しない(理由: )
3 支援決定額 (承認後)	¥ _____

勉強会終了後、自主研究・勉強グループ活動結果報告書(第5号様式)を提出してください。

第 5 号様式（第 10 条関係）

自主研究・勉強グル - プ活動結果報告書

年 月 日

（宛先） 板 橋 区 長

グル - プ名

代表者氏名

先に支援を受けた自主研究・勉強グル - プの活動結果を下記のとおり報告します。

記

1 勉強会名	
2 実施日時	
3 参加者	名（参加者名簿は別紙）
4 会場	
5 勉強会で得られた気づき、実施しての感想	
6 勉強会で得られた成果の具体的な活用方法 活用時期・内容等	

勉強会のレジユメ・テキスト等を 1 部添付すること。

参加者アンケート等があれば添付すること。